

# 2025年度ぱあとなあ名簿登録研修 開催要項

## 1 研修目標

ぱあとなあ名簿登録研修は、社会福祉士の成年後見人候補者として必要な知識・技術等の習得を図り、ぱあとなあ山口名簿に登録し、成年後見人等を受任できる者を養成するために行います。

## 2 開催日時

2026年2月28日(土) 9時15分から16時40分  
(9時00分開場)

## 3 会場

YM flag 維新セミナーパーク 研修室の場所につきましては、受講決定者にお知らせします。

## 4 プログラム

別紙1のとおり

## 5 受講対象及び受講要件

ぱあとなあ山口会員で、成年後見人材育成研修を修了している者、または、過去に名簿登録を抹消し再登録を希望する者で、次の①～⑦の要件をすべて満たす方。

なお、現在名簿登録している者で、自らの活動を振り返りたい、再度学びたいという方も、次の③と④の要件を満たすことによって受講できます。

- ① 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- ② 研修修了後、権利擁護センターぱあとなあ山口に名簿登録し、受任すること  
(※別紙2の「受講にあたっての準備（勤務先との調整）を要確認!!）
- ③ カリキュラムの全課程を出席すること
- ④ 事前課題を提出すること
- ⑤ 社会福祉士会の倫理綱領及び行動規範を順守すること

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/index.html>

(日本社会福祉士会ホームページへ)

- ⑥ 2024年の5月31日までに、ぱあとなあ山口に入会していること
- ⑦ ぱあとなあ山口主催の会議・研修会等に積極的に参加し、活動している者で、ぱあとなあ山口全体会議の出席が2024年度2回以上あること

## 6 受講にあたっての留意点

- ・所定のプログラムを全て受講することで修了となります。
- ・原則として、10分以上の遅刻・早退の場合は欠席として扱います。
- ・事前課題の提出がない方は受講いただけません。

## 7 受講料

新規及び再登録名簿登録希望者 5,000円  
ぱあとなあ名簿登録している者 2,000円

## 8 申込締切

2025年11月21日（金）12時まで

## 9 申込方法

必要事項を申し込みフォームに入力してください。

【申込フォーム URL】

<https://ws.formzu.net/dist/S80308787/>



## 10 申込から受講決定までの流れ

- ① 必要事項を申し込みフォームに入力してください。
- ② 申込締切以降に、受講可否をお申し込みの際にご登録いただきましたメールアドレス宛にご連絡いたします。  
受講が内定した方には、事前課題、受講費の納入方法、キャンセルの取り扱い等についてもあわせてご連絡いたします。
- ③ 受講費の入金確認をもって正式な受講決定となります。

## 11 自然災害の発生により中止する場合について

自然災害発生等、その他研修を開催するにあたって支障をきたす事案が発生した場合、やむを得ず研修を延期、または、中止する場合がございますので、予めご了承ください。研修が延期、または、中止になった場合は、お申し込みの際に登録いただきましたメールアドレスにお知らせしますので、各自、参加前に必ず確認するようお願いいたします。

なお、判断基準等は、以下URLの本会ホームページをご参照ください。

<https://yamaguchicsw.com/kensyuhandan.html>

## 12 問い合せ先

一般社団法人 山口県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ山口

担当：藤岡

電話：083-928-6644

メール：[partner.yamaguchi@seagreen.ocn.ne.jp](mailto:partner.yamaguchi@seagreen.ocn.ne.jp)

## 名簿登録研修 標準カリキュラム

使用テキスト	①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ④『成年後見実務マニュアル』	②『後見六法』 ⑤参考資料集等	③『専門職後見人と身上監護』
--------	---	--------------------	----------------

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					課題
						①	②	③	④	⑤	
9:15   9:25	1 都道府県ばあとなあの仕組みについて	1 研修の体系と目的を確認する(研修ガイダンス)。 2 都道府県ばあとなあの仕組みとばあとなあの名簿登録・更新について理解する。 3 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	10	講義	綿谷裕貴	○			○	○	
9:25   10:15	2 都道府県ばあとなあにおける受任の実際	1 都道府県における受任候補者推薦から受任まで、及び受任後の流れを理解する。 2 ばあとなあの初回から終了までの報告書の提出方法を理解する。	50	講義	綿谷裕貴	○	○		○	○	
10:25   11:15	3 受任後の実務	1 家庭裁判所への財産目録及び初回報告の提出に必要となる受任直後の事務を理解する。 2 定期的に行われる実務について、必要事項の確認、必要性、注意事項、やり方考え方のバリエーションを学ぶ。	50	講義	西村陽子	○	○		○	○	
12:00   14:50 (20分休憩含む)	4 演習 (後見計画策定演習)	1 事例にもとづいて検討することで、後見業務の実際にについて理解を深める。 2 成年後見人等として、受任直後に行う財産の調査及び目録の作成事務について理解する。 3 今後1年くらいに想定される後見事務を中心に後見計画を策定し、後見業務の見通しをたてる。	150	演習	大野奈央子	○	○	○	○		●
15:00   16:30	5 後見人のリスクマネジメント	1 法に規定される成年後見人の権限、義務、基本姿勢を把握する。 2 後見活動におけるリスクについて理解する。 3 都道府県ばあとなあが行うフォローワーク体制について理解する。 4 不正防止策としての後見監督人と後見制度支援信託について理解する。 5 都道府県ばあとなあの一員として、受講者自身は何をするのか考える。	90	講義	深谷豊	○	○	○	○		
16:30   16:40	6 研修のまとめ	1 成年後見人材育成研修、名簿登録研修で学んだ内容を振り返る。 2 研修修了後の名簿登録、候補者紹介、受任、活動報告書の流れを理解する。	10	講義	深谷豊					○	

## 受任にあたっての準備（勤務先との調整）

別紙 2

### 1 職場の理解

成年後見人等受任には、職場の理解が必要です。自己責任の下で、後見活動を行う旨を所属機関にあらかじめ了解を得ておきましょう。下記の様なことから、後見活動に支障を来し、被成年後見人等に不利益を生じさせるリスクがあります。

#### なぜ？

##### ○服務規程違反になるかも？？？

・成年後見人等として活動し、報酬を得ます。副業の禁止に違反しませんか？

※ぱあとなあ山口では原則1年に一回、報酬付与申立を行うよう指導しています。

・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が2019年4月から施行されました。「副業・兼業の促進に関するガイドライン」をご覧いただいた上で、下記の点につき、ご確認いただき、雇用側と十分にコミュニケーションを図っていただきますようお願いいたします。

###### ①雇用形態の確認

成年後見活動、スクールソーシャルワーカー活動や各種審査会委員などに従事されている方は、本業、そして副業などの雇用形態によって、労働基準法の労働時間に関する規程の適用の有無が異なります。

自身が、自社、副業・兼業先の両方で労働時間に関する規定の適用について通算されるのか、個人事業主や委託契約・請負契約等により労働基準法上の労働者でない者として労働基準法の労働時間に関する規定が適用されないのか、自身がどのような雇用形態で本業、そして副業などで働いているか確認してください。

雇用側は、労働者が労働基準法の労働時間に関する規定が適用される副業・兼業をしている場合、労働者からの自己申告により副業などの労働時間を把握することが考えられますので、雇用側と十分にコミュニケーションをとることが重要となります。

###### ②自己管理

副業などを行うにあたっては、副業などによる過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないよう、労働者が自ら、本業及び副業など業務量や進捗状況、それに費やす時間や健康状態を管理する必要があります。

なお、副業などを行い、20万円を超える副収入がある場合は、企業による年末調整ではなく、個人による確定申告が必要となります。

##### ○職務専念義務違反になるかも？？？（労働契約、就業規則などの確認）

自身が勤めている企業の副業・兼業に関するルール（労働契約、就業規則等）を確認し、そのルールを遵守しながら、副業などを行っているか確認してください。

##### ○職員間でトラブルになるかも？？？

社会貢献活動ということで、優先的に有給休暇を取得しているが、報酬をもらっている。これって社会貢献活動の範囲なの？と職場間で不満に思う人もいるかも？

### 2 本会は、後見活動をサポートします！！

職場の上司に説明したけど、会からの協力依頼文があれば、成年後見人等の活動について、より深く理解してくれそうなときは、本会は、会員の受任をサポートするために、会員の所属先宛に成年後見人等受任に関する御理解・御協力についての文章を発行しています。

お困りの方は、事務局まで、まずご連絡ください。

【お問合せ先】一般社団法人山口県社会福祉士会

〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内

TEL: 083-928-6644 FAX: 083-922-9915

E-mail: yamashashikai@clock.ocn.ne.jp